

## ○大阪府立漕艇センター条例に基づく利用料金の額の承認

令和元年10月1日

大阪府教育委員会告示第15号

大阪府立漕艇センター条例（昭和44年大阪府条例第6号）第11条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

## 1 施設の名称

大阪府立漕艇センター

## 2 指定管理者

大阪市北区天満二丁目3番5号 山本ビル201号

一般社団法人 大阪ボート協会

理事長 植田健三

## 3 利用料金の額

令和元年10月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

区分				単位		金額（円）
艇庫	エイト	生徒・学生	学校教育活動として利用する場合	1艇1月	5,700	
			その他の場合		11,400	
		その他の者			14,500	
	フォア	生徒・学生	学校教育活動として利用する場合		3,450	
			その他の場合		6,900	
		その他の者			9,100	
	スカル	生徒・学生	学校教育活動として利用する場合	2,900		
			その他の場合	5,800		
		その他の者		7,300		
	エイト	生徒・学生	1艇1日		370	
		その他の者			480	
	フォア	生徒・学生			230	
その他の者				300		
スカル	生徒・学生			190		
	その他の者			240		
オール	生徒・学生	1本1日		120		
	その他の者			220		
貸艇	フォア	生徒・学生	1艇	1時間	950	
		その他の者			1,500	
	スカル	生徒・学生			950	
		その他の者			1,500	
	審判艇			1日	27,300	
放送設備			1式	1日	10,300	
水路用具				3日	10,300	
				超過1日	2,800	
トレーニング室	生徒・学生		1人1回		320	
	その他の者				640	
温水シャワー			1回		100	

区分		単位	通常の種類 (円)				休日等 (時間外を除く。) の金額 (円)	時間外 1 時間の金額 (円)	冷暖房料 (円)
休息室	生徒・学生	1 室 1 時間	740				890	890	150
	その他の者		1,300				1,560	1,560	260
区分		通常の種類 (円)				休日等 (時間外を除く。) 1 時間の金額 (円)	時間外 1 時間の金額 (円)	冷暖房料 1 時間の金額 (円)	
		午前	午後	全日	超過 1 時間				
会議室	第 1 会議室	3,600	4,800	8,300	1,440	1,440	1,440	240	
	第 2 会議室	3,600	4,800	8,300	1,440	1,440	1,440	240	
	第 3 会議室	2,500	3,300	5,700	990	990	990	170	
	第 4 会議室	3,600	4,800	8,300	1,440	1,440	1,440	240	
	特別会議室	5,400	7,200	12,400	2,160	2,160	2,160	360	

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「全日」とは午前 9 時から午後 5 時までをいう。
- 3 「超過 1 時間」とは、「午前」「午後」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。
- 4 「時間外」とは、午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過 1 時間に該当する場合を除く。
- 5 「生徒・学生」とは、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生、大学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 6 「学校教育活動として利用する場合」とは、府内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずるものの生徒及び学生が部活動等に利用する場合をいう。
- 7 「その他の者」には、小学校就学前の者を含まないものとする。
- 8 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 9 「エイト」、「フォア」及び「スカル」には、通常使用する数のオールを含むものとする。
- 10 審判艇の燃料は、利用者の負担とする。